

奈良県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、立野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	村田 光男	生駒郡三郷町立野北一―二四―一
〃	南原 二三雄	〃 立野南一―一九―二
〃	吉井 義則	〃 立野北一―五―四四
〃	安井 信明	〃 一―一〇―二〇
〃	森村 玲	〃 二―二五―一六
監事	森 新蔵	〃 二―二一―三〇
〃	坂田 守啓	〃 一―五―二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	吉井 康員	生駒郡三郷町立野北一―六―三〇
〃	山内 祥行	〃 立野南一―一―九
〃	村田 光男	〃 立野北一―二四―一
〃	田口 昭	〃 一―一―二六
〃	森村 博行	北葛城郡王寺町久度五―三一―六一
監事	一谷 光男	生駒郡三郷町立野北二―八―一四
〃	吉井 康晴	〃 〃 一―一八―四
〃	松尾 崇次	〃 平群町緑ヶ丘三―一〇―七